

## 休眠預金等活用法に係る規定

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）において第2条第2項に規定する預金等（以下「各種預金」という。）に該当するものについては、各種預金規定ならびに各種規定のほか、本規定にもとづきお取扱いたします。

### 1. （休眠預金等活用法に係る各種預金）

該当預金は、当座預金、普通預金、貯蓄預金、定期預金、積立定期預金、通知預金、納税準備預金、総合口座となります。

### 2. （休眠預金等活用法に係る異動事由）

当社は、各種預金について、以下の事由を休眠預金等活用法にもとづく異動事由として取り扱います。

- (1) 引出し、預入れ、振込みの受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当社からの利子の支払に係るものを除きます。）
- (2) 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当社が当該支払の請求を把握することができることに限ります。）
- (3) 預金者等から、各種預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（各種預金等が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」という。）の対象となっているときに限ります。）
  - ①公告の対象となる預金であるかの該当性
  - ②預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
- (4) 預金者等からの申出にもとづく預金通帳または証書の発行、記帳（記帳する取引がないときを除く）もしくは繰越があったこと
- (5) 預金者等からの申出にもとづく口座移管があったこと
- (6) 複数の預金を組み合わせた商品（総合口座）について、組み合わせ対象の他の預金について前各号に掲げるいずれかの事由が生じたこと

### 3. （休眠預金等活用法に係る最終異動日等）

- (1) 各種預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日とします。
  - ①第2条に掲げる異動が最後にあった日
  - ②将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
  - ③当社が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達したときまたは当該通知を発した日から1ヶ月を経過したとき（1ヶ月を経過する日または当社があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限り、
  - ④各種預金等が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日
- (2) 第1項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。
  - ①預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日）
  - ②初回の満期日後に次に掲げる事由が生じたときは当該事由が生じた期間の満期日

- A 異動事由（第2条において「異動事由」として掲げる事由をいう。）
- B 当社が休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が預金者に到達したときまたは当該通知を発した日から1ヶ月を経過したとき（1ヶ月を経過する日または当社があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。

#### 4.（休眠預金等代替金に関する取扱い）

- (1) 各種預金について長期間お取引がないとき、休眠預金等活用法にもとづき各種預金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
- (2) 前項のとき、預金者等は、当社を通じて各種預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。このときにおいて、当社が承諾したときは、預金者は、当社に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。
- (3) 預金者等は、第1項のときにおいて、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当社に委任します。
  - ①各種預金について、振込み、口座振替その他の方法により、第三者からの入金または当社からの入金であって法令または契約に定める義務にもとづくもの（利子の支払に係るものを除きます。）が生じたこと
  - ②各種預金について、手形または小切手の提示その他の第三者による債権の支払の請求が生じたこと（当社が当該支払の請求を把握することができることに限ります。）
  - ③各種預金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行なわれたこと
  - ④各種預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行なわれたこと
- (4) 当社は、次の各号に掲げる事由を満たすときに限り、預金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。
  - ①当社がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること
  - ②各種預金について、第3項第2号に掲げる事由が生じたときには、当該支払への請求に応じることを目的として預金保険機構に対して休眠預金等代替金の支払を請求すること
  - ③前項にもとづく取扱いを行なうときには、預金者等が当社に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと

#### 5.（規定の変更）

法令の変更、監督官庁の指示、金融情勢の変化その他の理由により、この規定を変更する必要がある場合には、民法その他の法令の規定に基づき、当社は、変更内容について当社ホームページの掲載、店頭掲示等、適宜の方法で周知することにより、これを変更できるものとします。変更された場合には、変更後の内容が適用されます。

以上  
(2020年4月1日現在)